

目 区 国 第 5 4 8 9 号

令 和 3 年 2 月 1 8 日

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会

委 員 （ 委 員 氏 名 ） 様

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長 三 木 健 二

令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会の書面開催について

本日、目黒区国民健康保険条例及び目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正するにあたり、目黒区長から本協議会に対して別添写しのとおり諮問がありました。

これを受けまして、令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下、「運営協議会」という。）を書面により下記のとおり開催します。

本件につきましては、令和3年1月28日付けの文書にて、委員の皆様へ今回の協議会の開催方法に関して会長に判断を一任していただきますようお願いした結果を受けまして、会長判断により書面による開催とさせていただきますことと致しました。

今回の運営協議会は2度目の緊急事態宣言期間中に開催されることとなります。新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向に向かっているようですが、未だ安心できる状況ではなく、首都圏においては緊急事態宣言の早期解除も難しいという状況が続いております。

このような状況を踏まえ、感染症の感染拡大防止及び委員の皆様への安全・安心の確保という観点から、今回の判断をさせていただきました。特例的な会議運営となりますが、緊急な事態の下での対応となりますので、ご理解の上、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和3年2月18日（木）～ 令和3年3月4日（木）【書面による開催】
- 2 議 題 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例及び目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則について
- 3 会議開催（書面開催）の進め方 別紙1のとおり
※諮問事項への質問、意見等は、別紙2にて2月24日（水） **〆切（必着）**で同封の返信用封筒にて速達郵便で事務局宛てにご提出ください。なお、時間的に間に合わない場合は、取り急ぎ、FAXまたはEメールにてお送りいただいても結構です。その際は、その旨、事務局宛てに電話でご一報いただくと幸いです。
諮問事項への各委員の賛否回答は、事務局からお送りする質問・意見等の取りまとめ一覧と質問に対する事務局回答を参考にご覧いただき、事務局にご提出ください。

4 送付資料

(1) 本通知

- 「令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会の書面開催について」
- ・別紙1「令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面開催）の進め方」
- ・別紙2「令和3年2月18日付けにて目黒区長から目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会に対して諮問された事項に係る質問・意見等について」（質問提出様式）

【注】

(2) 令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会次第

(3) 諮問文（写）

(4) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料及び同参考資料

(5) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

(6) 国保のしおり（令和2年度版）（参考資料） 【注】

5 その他事務局からの連絡事項

- (1) 当初、運営協議会への報告事項（情報提供）を想定しておりましたが、今回は諮問に係る審議事項に絞ることとし、報告事項（情報提供）は割愛させていただき、次の2点についてお知らせすることにより替えさせていただきます。

ア 目黒区国民健康保険における新型コロナウイルス感染症への対応

国の補助金を財源として、次の対応を実施しております。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する保険料の減免

当該感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯、又は当該感染症の影響により前年度に比べ大幅に減収となった世帯が対象

② 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

これらにつきましては、現在実施中のものですので、本年度の実績が確定したものを、次回の運営協議会でお知らせいたします。

イ 子どもの均等割保険料の軽減措置制度化について

現在、国においては、子どもの均等割保険料の軽減措置制度化に向けて、関係法令の改正を予定しています。この法律が改正されますと、令和4年度に向けて国保条例の改正も必要となる見込みです。これについては、来年度の運営協議会でご審議いただくこととなる見込みですので、予め、ご承知おきください。

(2) 事務局からの事務連絡事項 【注】

以 上

【事務局】 目黒区生活部国保年金課管理係 担当

電話番号 FAX 番号 E-mail アドレス

【注】 一部の通知記載内容、添付された様式・資料については、ホームページへの掲載を省略しています。